

ホクリクカードA規定(個人用)

第1条(キャッシュカード&JCB北陸カード)

- 1.キャッシュカード& JCB北陸カード(以下「ホクリクカードA」といいます。)とは、株式会社北陸銀行(以下「当行」といいます。)の普通預金のキャッシュカード(ただし「キャッシュカード規定」所定の代理人カードは除くものとします。)としての機能(「キャッシュカード規定」により定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」といいます。)と、株式会社北陸カード(以下「当社」といいます。)および株式会社ジェーシービー(以下「JCB」といいます。)のクレジットカード(ただし「JCB会員規約」所定の家族カードおよびショッピングリボ払い専用カード(以下「リボカード」といいます。)は除くものとします。)としての機能(「JCB会員規約」により定められた機能をいい、以下「クレジットカード機能」といいます。)を一体化し、双方の機能を1枚で提供するカードのことをいいます。なお、ホクリクカードAのカード表面には「HOKURIKU CARD A」と表示する他、氏名(ローマ字表示)、JCBカード会員番号、JCBカードの有効期限およびキャッシュカードの普通預金口座番号等が表示されるものとします。
- 2.「普通預金規定」、「キャッシュカード規定」、「デビットカード取引規定」、「口座振替依頼書電子受付サービス取引規定」、「JCB会員規約」および「ホクリクカードA規定」(以下「本規定」といいます。)等を承認のうえ、当行、当社およびJCBにホクリクカードAの利用を申し込み、当行、当社およびJCBが認めた者(以下「利用者」といいます。)に対し、当行、当社およびJCBは「キャッシュカード規定」により発行するキャッシュカード(以下「キャッシュカード(普通預金)」)といいますが、および「JCB会員規約」により発行するクレジットカード(以下「JCBカード」といいます。)に代えて、ホクリクカードAを発行するものとします。
- 3.クレジットカード機能の利用代金等を決済する預金口座(以下「決済口座」といいます。)は、当該ホクリクカードAの普通預金口座とするものとします。

第2条(ホクリクカードAの所有権等)

- 1.ホクリクカードAの所有権は当行および当社に帰属するものとし、利用者に貸与するものとします。
- 2.ホクリクカードAを貸与された利用者は、ただちに当該カードの署名欄に自署するものとします。
- 3.本カードは、本カード上に表示された利用者本人以外には使用できません。利用者は善良なる管理者の注意をもってホクリクカードAの使用・保管・管理を行うものとします。また、利用者はホクリクカードAを他人に貸与、譲渡および担保の提供預託等に利用したりして、本カードの占有を第三者に移転することはできません。

第3条(別にカードを発行する場合等)

- 1.ホクリクカードAの普通預金口座が当行のカードローンの返済口座として指定され、すでにダブルストライプ型ローンカードが発行されている場合に、ホクリクカードAを発行するときには、ホクリクカードAとは別に当行は「ローンカード」を発行し貸与するものとします。
- 2.ホクリクカードAの普通預金口座が当行の総合口座(トリプルアカウント)の普通預金口座として指定され、すでに貯蓄預金とのダブルストライプカードが発行されている場合に、ホクリクカードAを発行するときには、ホクリクカードAとは別に当行は「キャッシュカード(貯蓄預金)」を発行し貸与するものとします。
- 3.第1条第2項に基づいてホクリクカードAが発行された場合において、利用者がホクリクカードAに一体化されたJCBカードと同一種類のJCBカード(以下「旧同種JCBカード」といいます。)をすでに貸与されている場合には、ホクリクカードAが発行された月から2ヵ月経過した日以降の当社およびJCBが指定し通知または公表した日に旧同種JCBカードは無効となるものとします。なお、旧同種JCBカードに付帯する家族カードおよびリボカードは、ホクリクカードAの発行と同時に、自動的にホクリクカードAに一体化されたクレジットカード機能に付帯することになるものとします。
- 4.第1条第2項に基づいてホクリクカードAが発行された場合において、利用者がホクリクカードAに一体化されたJCBカードと異なる種類の旧JCBカード(以下「旧異種JCBカード」といいます。)をすでに貸与されている場合には、ホクリクカードAが発行された月から2ヵ月経過した日以降の当社およびJCBが指定し通知または公表した日に旧異種JCBカードは無効となるものとします。なお、この場合において、旧異種JCBカードに付帯する家族カードおよびリボカードは、当社およびJCBに対し、別途ホクリクカードAに一体化されたクレジットカード機能に付帯させて継続させる旨の申し込みがなされ、かかる申し込みが当社およびJCBが承認しない限り、旧異種JCBカードが無効となるのと同時にいずれも無効となるものとします。

第4条(ホクリクカードAの発行)

ホクリクカードAの発行は、当行および当社がJCBに委託して行うものとします。またJCBはJCBが指定する第三者に委託できるものとします。

第5条(本カードの取り扱い)

- 1.利用者は、預入れ・払戻し・振込・振替・現金の借受等の取引が可能な機器(以下「自動機」といいます。)においてホクリクカードAを利用する場合は、ホクリクカードA表面に記載されているキャッシュカード機能とクレジットカード機能それぞれについての本カード挿入方向の指示に従って、キャッシュカード機能とクレジットカード機能を使い分けるものとします。
- 2.ホクリクカードAのキャッシュカード機能にデビットカード機能が付加された場合において、利用者が、ホクリクカードAのデビットカードとしての機能(「デビットカード取引規定」により定められた機能をいいます。)およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店においてホクリクカードAを利用してショッピングを行う場合には、ホクリクカードA提示の際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。
- 3.第1項および第2項において利用者の過失により本カードの挿入方向を間違えるなど使用方法を錯誤した場合に生じる不利益・損害等については、利用者の負担とし、また利用者は、利用者の過失により本カードの挿入方向を間違えるなど使用方法を錯誤したことにより希望取引以外の取引が発生した場合においても、利用者は当該希望外取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。

第6条(有効期限)

- 1.ホクリクカードAの有効期限は、当行、当社およびJCBが指定するものとし、カード表面に表示した月の末日までとします。
- 2.当行、当社およびJCBは、カード有効期限までに退会の申出がなく、かつ、当行、当社およびJCBが審査のうえ引き続き会員として認めた場合、有効期限を更新した新たなホクリクカードA(以下「更新カード」といいます。)を発行し貸与するものとします。
- 3.更新前のホクリクカードAのキャッシュカード機能は、利用者が更新カードのキャッシュカード機能を利用した時点、または当行、当社およびJCBが更新カードを発行することを認めた日より3ヵ月経過した日以降の当行が指定し通知または公表した日に失効するものとします。
- 4.利用者は、更新カードの貸与を受けたときは、速やかに更新前のホクリクカードAをハサミ等で裁断のうえ、廃棄してください。

第7条(紛失・盗難等)

- 1.利用者は、ホクリクカードAが紛失・盗難・詐取・横領等(以下「紛失・盗難等」といいます。)にあった場合には、ただちに当該紛失または盗難の事実を当行と当社またはJCBに通知し、最寄りの警察署に届出を行うものとします。
- 2.紛失・盗難等の通知を当行が受けた場合には、当行がキャッシュカード機能を停止することがあります。また紛失・盗難等の通知を当社またはJCBのいずれか一方が受けた場合には、当社またはJCBがクレジットカード機能を停止することがあります。
- 3.前項にかかわらず、当行、当社またはJCBのいずれか1社に通知があった場合、任意に当行がキャッシュカード機能を、当社またはJCBがクレジットカード機能をそれぞれ停止することがあります。これに伴う不利益・損害等については、当行、当社およびJCBの故意または過失による場合を除き、当行、当社およびJCBはいずれも責任を負わないものとします。
- 4.利用者は、ホクリクカードAが紛失・盗難等にあった場合には、第1項の通知のほか当行に所定の書面により届出を行うものとします。この届出前に生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。
- 5.ホクリクカードAの紛失・盗難等により生じた損害の処理については、キャッシュカード機能に関わる損害については「キャッシュカー

ド規定」が、クレジットカード機能に関わる損害については「JCB会員規約」が、それぞれ適用されるものとします。

第8条(届出事項の変更)

- 住所、氏名、電話番号、勤務先等に変更があった場合またはキャッシュカード(普通預金)暗証番号もしくは決済口座を変更する場合には、利用者は遅滞なく当行に所定の書面により届出を行うものとします。利用者が届け出た変更事項(キャッシュカード(普通預金)暗証番号の変更を除きます。)は、当行から当社およびJCBへ連絡し、これをもって「JCB会員規約」に定める届出があったものとします。
- JCBカード暗証番号を変更する場合には、利用者は遅滞なく当社およびJCBに所定の書面により届出を行うものとします。
- 第1項のうち氏名等に変更等があった場合またはキャッシュカード(普通預金)暗証番号もしくは決済口座を変更する場合には、第12条所定の再発行手続きがとられるものとします。

第9条(ホクリクカードAの機能分離等)

- 利用者は、ホクリクカードAについて次のことを行う場合には、当行に所定の書面により申し込みまたは届出を行うものとします。利用者が提出した書面の全部または一部については、当行から当社およびJCBに送付し、これをもって利用者から当社およびJCBに対する本項の申し込みまたは届出があったものとします。なお、この場合、本カードを分離し、本カードのキャッシュカード機能と同様の機能をもつキャッシュカード(普通預金)または、本カードのクレジットカード機能と同様の機能をもつJCBカードもしくはその両方を発行するか、本カードの機能のいずれか一方または双方が利用できなくなります。
 - ホクリクカードAのキャッシュカード機能とクレジットカード機能を分離し、キャッシュカード(普通預金)とJCBカードの発行を希望する場合
 - ホクリクカードAのキャッシュカード機能の利用を取り止め、JCBカードの発行を希望する場合
 - ホクリクカードAのクレジットカード機能の利用を取り止め、キャッシュカード(普通預金)の発行を希望する場合
 - ホクリクカードAのキャッシュカード機能とクレジットカード機能の両方の利用を取り止める場合
 - 決済口座を当行以外の金融機関の口座に変更する場合
 - 決済口座を解約する場合
- 前項の場合、当該ホクリクカードAを、当行に提出するものとします。なお、新たにキャッシュカードまたはJCBカードが交付されるまでの間、利用者はキャッシュカード機能およびクレジットカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当行、当社およびJCBの故意または過失による場合を除き、当行、当社およびJCBはいずれも責任を負わないものとします。
- 第1項の①、③、⑤については、利用者の届出に基づき当行がキャッシュカード(普通預金)を発行するものとします。
- 第1項の①、②、⑤については、当社およびJCBが審査のうえ、承認した場合にJCBカードを発行するものとします。
- 第1項の⑥については、利用者が当社およびJCB所定の方法によりJCBカードの発行の申し込みをし、当社およびJCBが審査のうえ承認した場合にJCBカードを発行するものとします。
- 利用者は、第1項①、③、⑤に基づいてキャッシュカード(普通預金)が発行される場合には、当行に対し当行所定の再発行手数料を、第1項①、②、⑤に基づいてJCBカードが発行される場合には当社に対し当社所定の再発行手数料をそれぞれ支払うものとします。再発行手数料は、当行および当社が別途公表いたします。

第10条(ホクリクカードAの種別変更等)

- 利用者は、ホクリクカードAのクレジットカード機能のうちJCBカード種別の変更を申し込む場合は、当行に所定の書面を提出するものとします。利用者が提出した書面の全部または一部については、当行から当社およびJCBに送付し、これをもってJCBカード種別の変更が当社およびJCBにあったものとします。
- 前項に基づいて、新たにホクリクカードA(以下「新ホクリクカードA」といいます。)が発行された場合には、利用者が貸与されていたホクリクカードAのクレジットカード機能については、当社およびJCBが新ホクリクカードAを発行することを認めた日より2ヵ月経過した以降の当社およびJCBが指定し通知または公表した日に失効するものとします。
- 種別変更前のホクリクカードAのキャッシュカード機能は、利用者が新ホクリクカードAのキャッシュカード機能を利用した以後、失効するものとします。なお、新ホクリクカードAの貸与を受けたときは、速やかに種別変更前のホクリクカードAをハサミ等で裁断のうえ、廃棄してください。

第11条(クレジットカード機能の利用停止等)

- 利用者が本規定または「JCB会員規約」に違反しもしくは違反するおそれがあると合理的な理由に基づき判断した場合には、当社またはJCBは利用者あて事前に通知・催告することなく、会員資格を取り消すことができるものとします。
- 当社またはJCBが前項により会員資格の取消を行った場合には、同時にキャッシュカード機能が利用できなくなることがあります。この場合、当行はキャッシュカード(普通預金)を発行し貸与するものとします。
- 当社またはJCBが第1項により会員資格の取消を行うなど、クレジットカード規約所定の事由により当社およびJCBが運営するクレジットカード取引システムの会員たる資格を喪失した場合(一体型会員が任意に退会した場合も含みます。)、当行、当社およびJCBは、自動機やJCBの加盟店等を通じて、ホクリクカードAを回収できるものとします。
- 前項の場合、当行から新たにキャッシュカードが交付されるまでの期間において、キャッシュカード機能が利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、当行、当社およびJCBの故意または過失による場合を除き、当行、当社およびJCBはいずれも責任を負わないものとします。

第12条(カードの再発行等)

- ホクリクカードAの紛失・盗難・破損・汚損または氏名の変更等の理由により利用者が希望し再発行を申し込むときには、当行に所定の書面を提出するものとします。利用者が提出した書面の全部または一部については、当行から当社およびJCBに送付し、これをもって「JCB会員規約」に定める届出があったものとします。
- 前項の場合、当該ホクリクカードAを提出するものとします。なお、新たにキャッシュカードまたはJCBカードが交付されるまでの間、利用者はキャッシュカード機能およびクレジットカードの機能を利用できなくなることがあります。またこれに伴う不利益・損害等については、当行、当社およびJCBの故意または過失による場合を除き、当行、当社およびJCBはいずれも責任を負わないものとします。
- 当行、当社およびJCBが審査のうえ第1項に定めるカードの再発行に応じるときは、当行、当社およびJCBが所定の手続きをした後に再発行します。なお、合理的な理由がある場合はカードを再発行しない場合があります。
- 利用者は当行および当社所定の再発行手数料の請求があった場合には、当該請求金額を支払うものとし、再発行手数料は、当行および当社が別途公表いたします。

第13条(会員情報の取り扱いおよび開示・訂正・削除)

- 会員および入会を申し込まれた方(以下併せて「会員等」といいます。)は、当行が会員等の個人情報(本項(1)に定めるものをいいます。)につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
 - 当行のサービスを提供するために、以下の個人に関する情報(以下「個人情報」といいます。)を収集、利用すること。
 - 氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会申込時および第14条において会員が届け出た事項
 - 入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容
 - 本カードの利用内容
 - 宣伝物の送付等当行の営業に関する案内をする目的で、個人情報を利用すること。ただし、会員が当該営業案内について中止を申し出た場合、当行は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。(中止の申し出は本規定末尾に記載する窓口に連絡するものとします。)

- (3) 当行の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。
2. 会員等は、当行に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。(開示の請求は本規定末尾に記載する窓口につながるものとします。) 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当行はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。
3. 会員等は、本規定末尾に記載する当行のグループ会社が第1項(1)の個人情報を、当行グループ各社のサービスの提供および宣伝物の送付等営業案内の目的で、共同して利用することに同意するものとします。(共同利用に関する問い合わせは本規定末尾に記載する窓口につながるものとします。)

第14条 (情報の共有等)

利用者は、ホクリクカードAの発行、管理等業務推進に必要な範囲で必要な保護措置を行ったうえで、次の各号に定める情報について、当行、当社、JCBの間で共有することに予め同意するものとします。

- ① 利用者が当行、当社、JCBに対しホクリクカードA申込時に申込書により届け出た情報、届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、第8条に基づいて当行、当社およびJCBのいずれかに対して変更の届出があった場合には、当該届出情報。
- ② 第6条、第7条、第9条、第10条、第11条および第12条記載の事項。
- ③ 「キャッシュカード規定」または「JCB会員規約」に違反した事実。
- ④ その他ホクリクカードAの機能の全部または一部の利用可否判断に関わる当該利用者の情報。

第15条 (暫定キャッシュカード発行・クレジットカード入会否認時のキャッシュカード発行)

1. 当行はホクリクカードAの発行・貸与に先立ち、事前にキャッシュカード(普通預金)を発行し貸与する場合があります。キャッシュカード(普通預金)の発行・貸与後、正規にホクリクカードAが到着した場合、事前に発行・貸与したキャッシュカード機能は、ホクリクカードAのキャッシュカード機能を初めて利用した時点、または当行、当社およびJCBがホクリクカードAを発行することを認めた日より3ヵ月経過した日以降の当行が指定し通知または公表した日に失効するものとします。この場合、利用者は速やかに当該キャッシュカード(普通預金)をハサミ等で裁断のうえ、廃棄してください。
2. 当社およびJCBがクレジットカード機能の提供を認めない場合、当行はホクリクカードAの申し込みの内容を問わず、キャッシュカード(普通預金)を発行し貸与するものとします。

第16条 (規定の準用)

1. 本規定に特段の定めがない場合は、ホクリクカードAのキャッシュカード機能については「普通預金規定」、「キャッシュカード規定」、「デビットカード取引規定」および「口座振替依頼書電子受付サービス取引規定」を、クレジットカード機能については「JCB会員規約」等を準用するものとします。
2. 本規定、「普通預金規定」、「キャッシュカード規定」、「デビットカード取引規定」、「口座振替依頼書電子受付サービス取引規定」および「JCB会員規約」の内容が両立しない場合は、本規定が優先的に適用されるものとします。

第17条 (本規定の改定)

本規定の改定は、「JCB会員規約」(会員規約およびその改定)が適用されるものとします。

<当行お問い合わせ窓口>

株式会社北陸銀行
〒930-8637 富山市堤町通り1-2-26
076-423-7111

<別表>

第13条第3項の当行グループ会社は、下記URL(株式会社ほくほくフィナンシャルグループホームページ)より、ご確認ください。
<https://www.hokuhoku-fg.co.jp/info/group/>

(IT008・20230331)

北陸銀行をご利用いただきまして、ありがとうございます。
お客さまのお取引は、各種規定にもとづいてお取扱いたします。

各種規定は、北陸銀行ホームページに掲載しておりますので、ご一読ください。
<ホームページ>
<https://www.hokugin.co.jp/cs/kitei/index.html>
規定の印刷をご希望のときは、北陸銀行窓口へお申し付けください。



(TK162201・20200629)